

# 審査メモ

## 1 調査事項の追加、変更等

### (1) 「調査票甲」・「調査票乙」共通調査事項

#### I あなたの世帯について

#### 2 世帯全員の1年間の収入（税込み）

《選択肢区分の統合》

「500～600万円未満」及び「600～700万円未満」の区分を「500～700万円未満」の区分に、「700～800万円未満」、「800～900万円未満」及び「900～1000万円未満」の区分を「700～1000万円未満」の区分にそれぞれ統合する。

〈調査票新旧対照表：1ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

平成20年調査において、公営住宅や特定優良賃貸住宅に係る施策の基礎資料に資するため、選択肢区分を9区分から13区分に細分化したところ、大幅な不詳増(3.8%から6.8%)となったため、平成25年調査では、選択肢区分を統合するものである。

選択肢の統合に当たっては、強い忌避感が想定される低所得区分の統合が効果的であるとしているが、いわゆる「地域自主性一括法<sup>(注)</sup>」(平成23年4月28日成立)により、法令に基づき全国一律であった公営住宅の入居基準(収入基準)を、平成24年度からは条例に基づき地方公共団体が設定可能とされた。このため、地方公共団体において、収入基準を設定するには当該地方公共団体における世帯の収入額の階層別分布状況を把握することなどがその検討に当たっては必要との公営住宅制度を所管する国土交通省住宅局からの強い要望があり、結果利用上の有用性が高い低所得区分は前回同様に把握することとし、相対的に結果利用上の必要性が低いと考えられる中間年収層の区分を統合することにより忌避感の緩和を図り不詳を減らそうとするものであり、適当であるとする。

(参考) 年収不詳世帯数

・平成10年調査(9区分)→152万 ・平成15年調査(9区分)→181万 ・平成20年調査(13区分)→340万

表 収入額の階層別状況(出現率)

平成15年調査	分布(%)	平成20年調査	分布(%)	平成25年調査(案)	分布(%)
200万未満	18.4	100万未満	6.1	100万未満	6.1
200～300万未満	14.3	100～200万未満	11.5	100～200万未満	11.5
300～400万未満	13.9	200～300万未満	14.7	200～300万未満	14.7
400～500万未満	11.7	300～400万未満	14.2	300～400万未満	14.2
500～700万未満	15.9	400～500万未満	11.1	400～500万未満	11.1
700～1000万未満	13.4	500～600万未満	9.1	500～700万未満	15.6
1000～1500万未満	6.2	600～700万未満	6.5	700～1000万未満	13.0
1500～2000万未満	1.4	700～800万未満	5.5	1000～1500万未満	5.2
2000万以上	0.9	800～900万未満	3.9	1500～2000万未満	1.1
不詳	3.8	900～1000万未満	3.5	2000万以上	0.7
		1000～1500万未満	5.2		
		1500～2000万未満	1.1		
		2000万以上	0.7		
		不詳	6.8		

9区分

13区分

10区分

(注) 「地域自主性一括法」(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)は、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行うものであり、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けの見直しの一つとして、公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任が含まれている。

## II 世帯の家計を主に支える人について

### 3 勤めか 自営かなどの別

《選択肢区分の細分化等》

「常雇」の名称を「正規の職員・従業員」とし、「臨時雇」の区分を「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の区分に変更する。

〈調査票新旧対照表：2ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

労働力調査(基幹統計調査、総務省統計局)の結果(平成23年平均(速報))、年平均雇用者4,918万人(役員を除く)のうち、正規の職員・従業員は3,185万人と前年に比べ25万人減少している。その一方で、非正規の職員・従業員は1,733万人と前年に比べ48万人増加していることに鑑み、非正規雇用者の区分を細分化することにしたもの。

当該区分を細分化することにより、住宅等に居住する世帯の雇用形態がより詳細に把握可能となるものである。

「臨時雇」の細分化に伴い、「常雇」についても、対比させる上で分かりやすい「正規の職員・従業員」に名称を変更することとしている。

以上のとおり、これらの変更は、非正規雇用者に関するより詳細なデータを把握し、また、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考えている。

なお、平成22年国勢調査において同様の変更が行われている。

図 選択肢の変更の状況

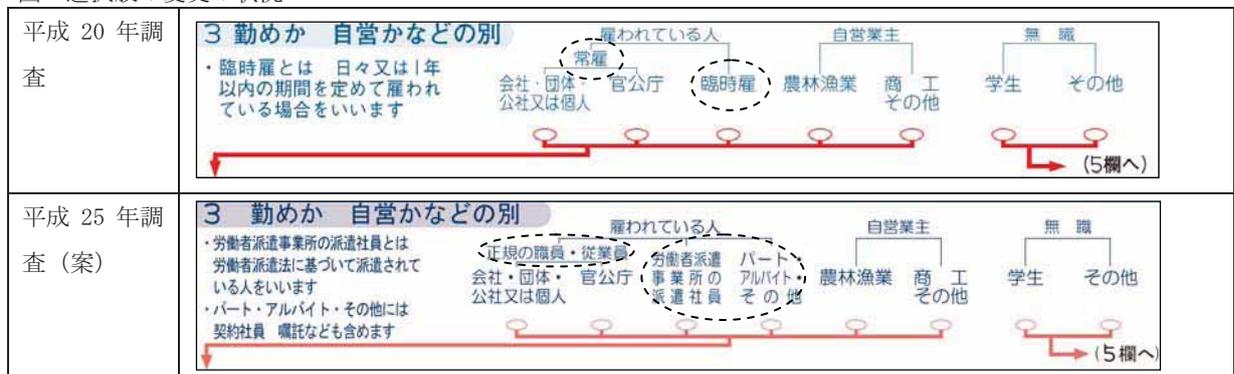
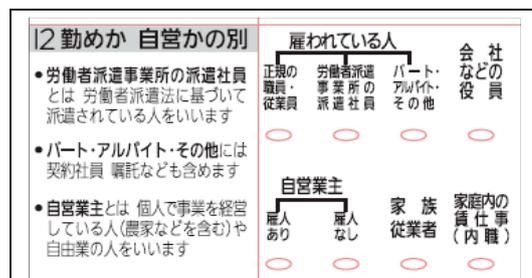


図 平成22年国勢調査の調査事項(関係部分)



#### 4 通勤時間（片道）

《選択肢区分の統合》

「1時間～1時間15分未満」及び「1時間15分～1時間30分未満」の区分を「1時間～1時間30分未満」の区分に、「1時間30分～1時間45分未満」及び「1時間45分～2時間未満」の区分を「1時間30分～2時間未満」の区分にそれぞれ統合する。

＜調査票新旧対照表：3ページ(調査票甲・乙)＞

(審査結果)

通勤時間については、平成15年調査までは実数を記入していたが、平成20年調査において、記入者負担の軽減等の観点から選択肢方式（10区分）により把握することとしたところである。平成25年調査では、平成20年調査結果の分布状況を考慮した上で、より一層の記入者負担の軽減を図るべく、相対的に結果利用上の必要性が低いと考えられる区分を統合することとしており、おおむね適当であると考えられるが、更なる検討が必要であるとする。

表 通勤時間の階層別状況（出現率）

平成20年調査	分布 (%)		平成25年調査 (案)	分布 (%)
自宅・住み込み	1.2		自宅・住み込み	1.2
15分未満	23.3		15分未満	23.3
15分～30分未満	29.1		15分～30分未満	29.1
30分～45分未満	16.0		30分～45分未満	16.0
45分～1時間未満	12.9		45分～1時間未満	12.9
<u>1時間～1時間15分未満</u>	<u>7.7</u>	→	<u>1時間～1時間30分未満</u>	<u>12.3</u>
<u>1時間15分～1時間30分未満</u>	<u>4.6</u>			
<u>1時間30分～1時間45分未満</u>	<u>2.0</u>	→	<u>1時間30分～2時間未満</u>	<u>3.1</u>
<u>1時間45分～2時間未満</u>	<u>1.1</u>			
2時間以上	0.8		2時間以上	0.8

(論点)

平成20年調査結果の分布状況を考慮し区分の統合を図ろうとするものであるが、出現率の分布状況をみると、「2時間以上」の出現率は最も低い0.8%となっているが、今回の変更案では最も低い出現率の選択肢が残ることとなる。

「1時間～1時間15分未満」及び「1時間15分～1時間30分未満」の区分を「1時間～1時間30分未満」に統合することにより、「45分～1時間未満」の出現率とほぼ同様の12.3%となるが、「1時間30分～1時間45分未満」及び「1時間45分～2時間未満」の区分を統合した「1時間30分～2時間未満」の区分の出現率は3.1%となっている。

更なる記入者負担の軽減を図るべく、次のような区分統合について検討すべきではないか。

- 「1時間30分～1時間45分未満」から「2時間以上」までの区分を統合し「1時間30分以上」の区分とする（統合後の出現率：3.9%）。

## 5 別世帯となっている子の住んでいる場所 → 5 子の住んでいる場所

### 《設問の変更》

「別世帯となっている子の住んでいる場所」を「子の住んでいる場所」に変更する。

### 《選択肢区分の統合等》

「別世帯の子はいない（子がいない場合も含めます）」を「子はいない」に、「別世帯の子がいる」を「子がいる」にそれぞれ変更する。

また、「一緒に住んでいる」及び「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」の区分を「一緒に住んでいる（同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含めます）」の区分に統合する。

〈調査票新旧対照表：4ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

### 【設問の変更】

「別世帯となっている子」は、世帯の家計を主に支える人と住居・生計を共にしていない子を行い、住居が一緒でも生計を共にしていない子については「別世帯となっている子」となるが、当該定義が世帯にとって難しいものであったと考えられ、平成20年調査の結果、不詳率が最も高い項目（21.0%）となったものである。

本調査事項は、「別世帯となっている子」がいるか否かではなく、「子」が近くに住んでいるか否か（近居）を明らかにすることで、高齢単身世帯等とその支援世帯が互いに交流・援助しながら生活する環境の整備実態を把握するものであることから、当該事項を正確に把握するため、「別世帯となっている子」から、より世帯が理解しやすい「子」に変更したいとするものであるが、更なる検討が必要であるとする。

### 【選択肢区分の統合等】

設問の変更に伴い、選択肢区分を変更するものである。

また、「一緒に住んでいる」と「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」の2区分についても、その極めて低い出現率から推測すると、世帯にとって判断に迷う選択肢であると考えられることや、両区分を厳密に分けて把握する結果利用上の必要性が低いと考えられることも踏まえ、当該2区分について、「一緒に住んでいる（同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含めます）」に統合したいとするものであるが、更なる検討が必要であるとする。

表 別世帯となっている子の住んでいる場所の階層別状況（出現率）

平成20年調査	分布（%）
<u>一緒に住んでいる</u>	<u>0.3</u>
<u>同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる</u>	<u>1.1</u>
徒歩5分程度の場所に住んでいる	2.3
片道15分未満の場所に住んでいる	4.8
片道1時間未満の場所に住んでいる	9.3
片道1時間以上の場所に住んでいる	13.1
別世帯の子はいない	48.2
<u>不詳</u>	<u>21.0</u>

図 設問及び選択肢の変更の状況

平成 20 年 調査	<p>5. 別世帯となっている子の住んでいる場所</p> <p>・子の配偶者も子を含めます ・別世帯となっている子が2人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について記入してください</p> <p>別世帯の子がいる</p> <p>一緒に住んでいる 同じ建物又は敷地内に住んでいる</p> <p>徒歩 5 分 行楽の場所に 住んでいる</p> <p>片道 15 分 未満の場所に 住んでいる</p> <p>片道 1 時間 未満の場所に 住んでいる</p> <p>片道 1 時間 以上の場所に 住んでいる</p>
平成 25 年 調査 (案)	<p>5. 子の住んでいる場所</p> <p>・子の配偶者も子を含めます ・子が2人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について記入してください</p> <p>子はいない</p> <p>一緒に住んでいる 同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含めます</p> <p>徒歩 5 分 行楽の場所に 住んでいる</p> <p>片道 15 分 未満の場所に 住んでいる</p> <p>片道 1 時間 以上の場所に 住んでいる</p>

(論点)

- (1) 本調査事項は、「子」が近くに住んでいるか否か(近居)を明らかにすることで、高齢単身世帯等とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活する環境の整備実態を把握する」ものとしており、「子」の年齢に関係なく報告者に子の住んでいる場所を問う設問となっている。

しかし、例えば一緒に住んでいる小学生の「子」がいる場合は、「一緒に住んでいる」の選択肢を選ぶことになるが、当該小学生の「子」が支援世帯となり得るか考えにくく、報告にあたり「子」について特定の年齢階層に絞って把握することなどについて検討する必要があるのではないか。

- (2) 一番離れている場合(上限)の選択肢が「片道1時間以上の場所に住んでいる」であるが、核家族化等により、「子」が他都道府県や海外などに居住しているケースが少なくないと考えられる中、原案の選択肢で問題ないか。平成20年調査結果では、「別世帯となっている子がいる」が約1,500万住戸・世帯のうち、「片道1時間以上の場所に住んでいる」が約650万住戸・世帯と4割を超えておりこのような状況である中、上限の設定を「片道1時間以上の場所に住んでいる」としている理由は何か、また、現状を踏まえ上限を引き上げた選択肢を検討する必要はないのか。

6 東日本大震災による転居【新規調査事項】

(ア) 東日本大震災により転居しましたか

東日本大震災により転居をしたか否かを把握する。

(「転居した」、「転居しなかった」の2区分)

(イ) 転居の理由は何ですか

上記(ア)において「転居した」と回答した場合について、その転居理由を把握する。

(「住宅に住めなくなった」、「その他」の2区分)

<調査票新旧対照表：5ページ(調査票甲・乙)>

(審査結果)

【設問の新設】(東日本大震災関連)

東日本大震災の発生を受け、本調査のスケールメリットを活かし、全国規模の統計以外では把握しきれない直接的のみならず、間接的に震災の影響により転居した世帯を捉えることとしている。

当該世帯について、地域別世帯数、震災時における住居と平成25年10月1日時点における住居の広さ、所有の関係等の比較等を行い、その暮らしぶりの変化を捉えることで、今後、同

様の大規模災害が発生した際における基礎資料、復興の進展状況の把握及び今後の復興計画を推進する際の基礎資料としての活用を想定している。

しかしながら、本調査事項については、更なる検討が必要であると考えている。

#### (論点)

##### (1) 転居の有無について

「東日本大震災により転居した」には、全国規模の統計以外では把握しきれない直接的のみならず、間接的に震災の影響により転居した世帯を捉えるという目的から、「住宅に被害を受けた」という直接的被害による転居のみならず、「避難地域に指定された」、「仕事の関係」、「就学の関係」、「生活への全般的な不安」等についても「東日本大震災により転居した」に含めることとするとしている。

- ① 直接的のみならず、間接的な理由については、報告者の判断、ひいては意識の問題によるところが大きいと思われる。間接的な理由についても「東日本大震災により転居した」ものとすることは合理的なのか。
- ② 仮に、間接的な理由による転居についても「東日本大震災により転居した」に整理した場合、報告者が調査票の記入に当たり、現行案の調査票における記載では混乱することが懸念される。記入の手引き等において紛れが生じないように解説等を記載するとしても、調査票の所定の場所にも可能な限り記載するなど丁寧な対応を取ることが必要ではないか。

##### (2) 転居理由について

「住宅に住めなくなった」には、東日本大震災により、「(i)住宅に直接の被害を受けたことにより、住宅に物理的に住めなくなった場合」及び「(ii)東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、警戒区域等の指定を受け、自由に住宅への出入りが出来なくなった場合」が該当するとしている。

また、「その他」には、「住宅に住めなくなった」(上記(i)及び(ii)の理由)場合を除く全ての転居理由が該当するとしている。

- ① 「住宅に住めなくなった」場合が、上記(i)及び(ii)の理由に該当する場合を指すのであれば、報告者の記入を容易にするため、選択肢を「住宅に住めなくなった」ではなく、2つに分け(i)及び(ii)の趣旨を記載した選択肢を設定する必要はないか。
- ② 仮に、現在の選択肢を「住宅に住めなくなった」及び「その他」と設定する場合、報告者が調査票の記入に当たり、「転居の有無」において、「就学の関係」で選択肢「転居した」を選択した場合、「就学の関係で、現住居に住めなくなったのだから、「転居理由」についても「住宅に住めなくなった」」を選択するなどの混乱が懸念される。記入の手引き等において紛れが生じないように解説等を記載するとしても、調査票の所定の場所にも可能な限り記載するなど丁寧な対応を取ることが必要ではないか。

## 6 この住居への入居時期 → 7 現住居への入居時期

《設問の名称変更》

「この住居」を「現住居」に変更する。

〈調査票新旧対照表：6 ページ(調査票甲・乙)〉

【同様の変更】〈調査票新旧対照表：21 ページ(調査票乙)「現住居以外の住宅」〉

《選択肢区分の変更》

「平成 20 年」、「19 年」、「18 年」、「17 年」、「16 年」及び「平成 13～15 年」の区分を、「平成 25 年」、「24 年」、「23 年」、「22 年」、「21 年」及び「平成 18～20 年」に変更する。

〈調査票新旧対照表：6 ページ(調査票甲・乙)〉

【同様の変更】〈調査票新旧対照表：10 ページ(調査票甲・乙)「建築の時期(完成の時期)」〉

【同様の変更】〈調査票新旧対照表：18 ページ(調査票甲・乙)「取得方法・取得時期等」〉

(審査結果)

【設問の名称変更】

前回調査においては、「現住居」と「この住居」の明確な使い分けがなく混在していたため、「現住居」に統一を図ったものであり、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確かな記入を図るものであり、適当であるとする。

図 平成 20 年調査における「この住居」と「現住居」の混在箇所

The image shows a portion of a survey form with two sections. The top section, titled '6 この住居への入居時期', lists entry periods: 平成 20年, 19年, 18年, 17年, 16年, 13~15年, 8~12年, 3~7年, and 昭和56~平成20年. A red box highlights 'この住居' and a red arrow points to the '7 前住居' section below. The '7 前住居' section asks '(ア)どこに住んでいましたか' and lists options: '現住居と同じ市区町村', '他の市区町村', and '外国'. A red box highlights '現住居' and a red arrow points to the '7 前住居' section. The form also includes a note: '・入居してから住居が建て替えられた場合は 建て替え以前の住居について記入し' and a note for '政令指定都市の場合'.

【選択肢区分の変更】

調査時点の推移に対応した区分に変更するものである。

なお、本来、平成 3 年から 12 年までを一区分とするところであるが、国土交通省が我が国の建築物を対象に住宅・土地統計調査等を元に建築物ストック統計を作成、分析を行う際に平成 3 年から 7 年までの間はバブル崩壊後に経済がやや回復し、8 年から 12 年までの間はいわゆる平成大不況の時期と、いずれも住宅政策上、重要な位置付けとなるため、詳細な分析が可能とする観点から、今回は統合しないとしているものであり、適当とする。



り、震災前の住居の状況と震災後の状況を明らかにするものであり、適当であると考える。

また、平成 22 年 4 月 1 日に、北海道の支庁が総合振興局・振興局に変更されたことを受け、「市郡支庁」から「市郡等」に名称を変更するものであり、適当であると考える。

図 「8 前住居」の状況

**8 前住居 (ア)どこに住んでいましたか** ・東日本大震災により転居した場合は 震災前の住居について記入してください  
 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

現在居る同じ市区町村  (左づめ記入)  
 他の市区町村  市区町村  
 外国

**(イ)どんな住居に住んでいましたか**  
 ・親の持ち家又は親が借りている家に住んでいた場合は「親その他の親族の家」とします  
 民営の  一戸建・長屋建(テラスハウスを含む)  
 賃貸住宅  共同住宅  
 都道府県・市区町村営賃貸住宅  
 都市再生機構(UR)・公社などの賃貸住宅  
 給与住宅(社宅・公務員住宅など)  
 持ち家  一戸建・長屋建(テラスハウスを含む)  
 共同住宅  
 親その他の親族の家  
 下宿・間借り又は住み込み  
 寮・寄宿舎  
 その他 (9欄へ)

**(ウ)その居住室全体の広さは何畳でしたか**  
 ・洋間の場合も畳数に含めます  
 ・食事室兼台所(ダイニング・キッチン)は居住室に含めますが、流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない部分は含めません

その畳数  
 (小数第1位まで) 畳 (小数点以下は四捨五入)  
 又は 平方メートル

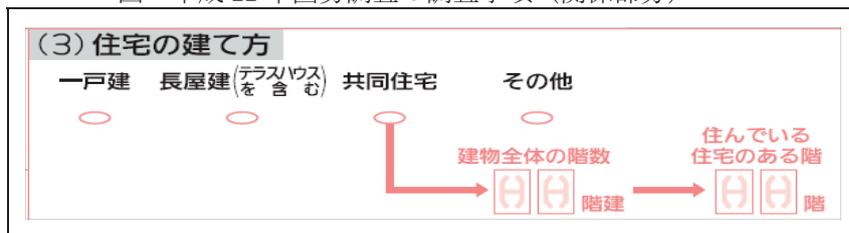
【選択肢区分の名称変更】

長屋建にはテラスハウスを含む旨、調査票上で分かるように変更するものである。なお、平成 22 年国勢調査において、長屋建について同様の記載となっている。

「都市再生機構(旧公団)」については、平成 16 年 7 月に「都市基盤整備公団」から、現在の「独立行政法人都市再生機構(UR)」に移行後、約 10 年近くが経過しており、旧公団よりもURのほうが理解しやすいと考えられることから、名称を変更したものである。

これらについては、いずれも報告者が回答にあたり混乱を回避、記入の利便を考慮したものであり、適当であると考える。

図 平成 22 年国勢調査の調査事項(関係部分)



【選択肢区分の回答単位の追加】

主にマンション等の洋室型の住宅に居住する世帯の利便性を考慮し、居住室の畳数を「平方メートル」により記載することも可とするものであり、報告者に考慮しつつ適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであると考えられ、適当であると考える。

### III 現住居について

#### 9 持ち家か 借家かなどの別 → 10 持ち家か 借家かなどの別

《選択肢区分の名称変更》

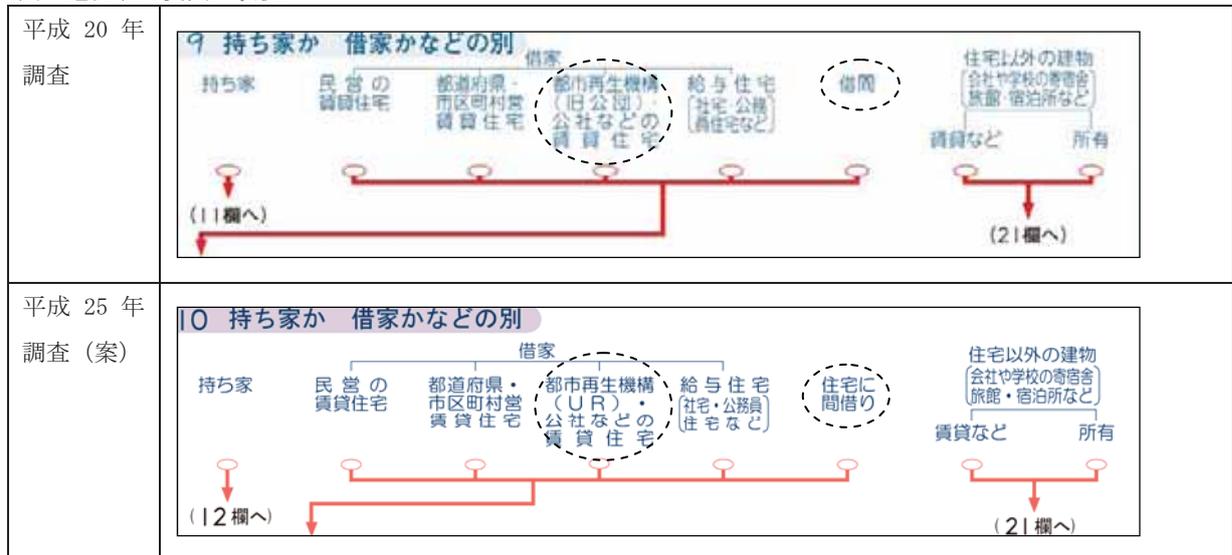
- ① 「都市再生機構（旧公団）・公社などの賃貸住宅」を「都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅」に、
- ② 「借間」を「住宅に間借り」にそれぞれ変更する。

〈調査票新旧対照表：9ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

- ① 都市再生機構（UR）については、8（イ）のとおりであり、適当であるとする。
- ② 「借間」については、「借間」と「賃貸住宅」を混同し、民営の賃貸住宅にマークすべき世帯が、借間にマークをする報告者が多かったとの都道府県との会議の場などにおいて、報告があったことなどから、「借間」を「住宅に間借り」にワーディングを変更したものであり、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であるとする。

図 選択肢の変更の状況



#### 13 台所 トイレ 浴室 洗面所 → 14 台所の型 ※調査票乙：15

《設問の名称変更》

「台所 トイレ 浴室 洗面所」から「台所の型」に変更する。

〈調査票新旧対照表：11ページ(調査票甲・乙)〉

##### (ア) 台所はどんな型ですか → 削除

《選択肢区分の名称変更》

「独立の台所」を「独立の台所 (K)」に、「食事室兼用」を「食事室兼用 (DK)」に、「食事室・居間兼用」を「食事室・居間兼用 (LDK・LK)」にそれぞれ変更する。

〈調査票新旧対照表：11ページ(調査票甲・乙)〉

《設問の削除》

- (イ) 水洗トイレはありますか
- (ウ) 洋式トイレはありますか
- (エ) 浴室はありますか
- (オ) 洗面所はありますか (洗面所のみを含む)

〈調査票新旧対照表：11ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

【設問の名称変更】

トイレ、浴室及び洗面所に係る調査事項の削除（後述）に伴い、設問の名称を変更するものであり、適当であると考え。

【選択肢区分の名称変更】

世帯にとって一般的に定着している「K」、「DK」、「LDK・LK」を補完的に併記することによって、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であると考え。

図 設問及び選択肢の変更の状況

平成 20 年 調査	<p>13 台所 トイレ 浴室 洗面所</p> <p>(ア) 台所はどのような型ですか ・台所が2か所以上ある場合は あなたの世帯が ふだん使用している台所について記入してください</p> <p>独立の台所 他の用途と兼用の台所 食事室兼用 食事室・居間兼用 その他 他の世帯と共用の台所(流し)</p>
平成 25 年 調査 (案)	<p>14 台所の型</p> <p>・2か所以上ある場合は あなたの世帯が ふだん使用している台所について記入してください ・ワンルームマンションのように居室が1室だけの 住宅で 間仕切りされていない台所(流し)が 付いている場合は 「その他」とします</p> <p>独立の台所 (K) 他の用途と兼用の台所 食事室兼用 (DK) 食事室・居間兼用 (LDK・LK) その他 他の世帯と共用の台所(流し)</p>

【設問の削除】

「水洗トイレ」、「洋式トイレ」、「浴室」及び「洗面所」は、過去の調査結果から高普及率（9割程度）が継続しているため、記入者負担軽減の観点から削除するものであり、適当であると考え。

表 洋式トイレ等の保有率等

	平成 15 年調査 (%)	平成 20 年調査 (%)
トイレの水洗化率	88.4	90.7
洋式トイレ保有率	85.9	89.6
浴室保有率	95.7	95.5
洗面所保有率	88.1	89.5

15 自動火災感知設備（住宅用火災警報器等） → 削除 ※調査票乙：16

＜調査票新旧対照表：12 ページ(調査票甲・乙)＞

(審査結果)

総務省統計局は、総務省消防庁において、全国規模で自動火災感知設備の設置率に係る調査を行っており、また、新築住宅については、全国一律で平成 18 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器の設置が義務化され、既存住宅についても、市町村条例の規定により平成 23 年 6 月 1 日までに順次、設置が義務化されたことを受け、本設問を削除するとしている。このように、本調査事項はある程度把握されていること、また、記入者負担の軽減につながることから、適当と考える。

参考 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

第 9 条の 2 住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。）の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

**16 省エネルギー設備等 ※調査票乙：17**

《設問の名称変更》

- ① 「(ア) 太陽熱で水を温める温水機器等がありますか」を「(ア) 太陽熱を利用した温水機器等がありますか」に、  
② 「(イ) 集光板に太陽光を集めて電力に換える発電機器がありますか」を「(イ) 太陽光を利用した発電機器がありますか」  
にそれぞれ変更する。

〈調査票新旧対照表：12 ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

太陽熱温水器、太陽光発電ともに、名称が広く浸透してきており、世帯にとって分かりやすいと思われる名称に変更するものである。これらの変更は、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考え。

**18 住宅の増改築 改修工事等 → 18 平成 21 年 1 月以降の住宅の増改築 改修工事等  
※調査票乙：19**

《設問の名称変更》

「(ア) 平成16年 1 月以降増改築や改修工事等を行いましたか」を「(ア) 住宅の増改築や改修工事等を行いましたか」に、「(イ) 平成16年 1 月以降高齢者等のための設備の工事を行いましたか」を「(イ) 高齢者等のための設備の工事を行いましたか」にそれぞれ変更する。

《選択肢区分の追加》

選択肢区分に「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」を新規に追加する。

〈調査票新旧対照表：14 ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

【設問の名称変更】

調査時点の推移に対応した設問に変更するとともに、「平成 21 年 1 月以降」の部分で設問の冒頭に配置し、下位の設問から時点表記を削除するものであり、適当なものとする。

【選択肢区分の追加】

従来から、住宅の増改築や改修工事等の有無を把握しているが、東日本大震災の発生を受け、東日本大震災による被災箇所の改修工事の有無を新たにしようと把握するものである。

当該事項を把握することで、東日本大震災の影響により改修工事を行った住宅数や建築時期及び建て方等との関連性が明らかになり、各種分析を行う際の基礎資料としての活用が期待されるものとしており、おおむね適当であると考え、更なる検討が必要であるとする。

図 変更の状況

<p>平成 20 年 調査</p>	<p><b>18 住宅の増改築 改修工事等</b> ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>(ア)平成16年1月以降住宅の増改築や改修工事等をしましたか</p> <p>増改築や改修工事等をした</p> <table border="1"> <tr> <td>増築・間取りの変更</td> <td>台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事</td> <td>天井・壁・床等の内装の改修工事</td> <td>屋根・外壁等の改修工事</td> <td>壁・柱・基礎等の補強工事</td> <td>窓・壁等の断熱・結露防止工事</td> <td>その他の工事</td> <td>工事していない</td> </tr> </table> <p>(イ)平成16年1月以降高齢者等のための設備の工事等をしたか ・将来に備えて工事した場合も含めます</p> <p>工事した</p> <table border="1"> <tr> <td>階段や廊下の手すりの設置</td> <td>屋内の段差の解消</td> <td>浴室の工事</td> <td>トイレの工事</td> <td>その他</td> <td>工事していない</td> </tr> </table>	増築・間取りの変更	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	天井・壁・床等の内装の改修工事	屋根・外壁等の改修工事	壁・柱・基礎等の補強工事	窓・壁等の断熱・結露防止工事	その他の工事	工事していない	階段や廊下の手すりの設置	屋内の段差の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工事していない	
増築・間取りの変更	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	天井・壁・床等の内装の改修工事	屋根・外壁等の改修工事	壁・柱・基礎等の補強工事	窓・壁等の断熱・結露防止工事	その他の工事	工事していない									
階段や廊下の手すりの設置	屋内の段差の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工事していない											
<p>平成 25 年 調査 (案)</p>	<p><b>18 平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等</b> ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>(ア)住宅の増改築や改修工事等をしましたか</p> <p>増改築や改修工事等をした</p> <table border="1"> <tr> <td>増築・間取りの変更</td> <td>台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事</td> <td>天井・壁・床等の内装の改修工事</td> <td>屋根・外壁等の改修工事</td> <td>壁・柱・基礎等の補強工事</td> <td>窓・壁等の断熱・結露防止工事</td> <td>その他の工事</td> <td>東日本大震災による被災箇所 の改修工事をした</td> <td>工事していない</td> </tr> </table> <p>(イ)高齢者等のための設備の工事等をしたか ・将来に備えて工事した場合も含めます</p> <p>工事した</p> <table border="1"> <tr> <td>階段や廊下の手すりの設置</td> <td>屋内の段差の解消</td> <td>浴室の工事</td> <td>トイレの工事</td> <td>その他</td> <td>工事していない</td> </tr> </table>	増築・間取りの変更	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	天井・壁・床等の内装の改修工事	屋根・外壁等の改修工事	壁・柱・基礎等の補強工事	窓・壁等の断熱・結露防止工事	その他の工事	東日本大震災による被災箇所 の改修工事をした	工事していない	階段や廊下の手すりの設置	屋内の段差の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工事していない
増築・間取りの変更	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	天井・壁・床等の内装の改修工事	屋根・外壁等の改修工事	壁・柱・基礎等の補強工事	窓・壁等の断熱・結露防止工事	その他の工事	東日本大震災による被災箇所 の改修工事をした	工事していない								
階段や廊下の手すりの設置	屋内の段差の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工事していない											

(論点)

「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」との選択肢区分の追加であるが、住宅の工事にあたっては、改修、補修、維持、修繕等の様々な用語が使われることがあり、東日本大震災への対応にあたり「復旧・復興」といった用語を目にする機会が多くなったものと考えられる。報告者が調査票の記入に当たり、「改修工事」の定義で混乱することがないように記入の手引き等において解説等を記載するとしても、調査票の所定の場所にも可能な限り記載するなど丁寧な対応をすることが必要ではないか。

**19 住宅の耐震診断の有無 ⇒ 19 平成 21 年 1 月以降における住宅の耐震診断の有無**  
※調査票乙：20

《設問の変更等》

「耐震診断をしたことがある」を「耐震診断をした」に、「耐震診断をしたことはない」を「耐震診断をしていない」にそれぞれ変更する。

〈調査票新旧対照表：15 ページ(調査票甲・乙)〉

(説明)

平成 20 年調査において、18 年 6 月に住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）が施行されたことを受け、住宅の適切な維持管理の把握に関する事項の指標を拡充することが必要となったため、住宅の耐震診断の有無別の持ち家ストック数を新規に把握することとしたものである。平成 20 年調査において、ストック数を把握したことから、25 年調査では、21 年 1 月以降に限定した上で、当該事項を把握しようとするものであり、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であると考えられる。

(参考)

平成 20 年調査において、耐震診断をしたことがある持ち家総数（全国）は、約 313 万戸で、持ち家全体に占める割合は 10.3%であった。

(論点)

本調査事項は、平成 20 年調査において新規に耐震診断の有無別の持ち家ストック数を把握するために設けたものであるが、本調査事項に関し、実査を担った都道府県等から報告者の負担感、忌避感に関する報告が特にないのであれば、統計の結果比較、時系列データの利活用の観点から、25 年調査においても引き続きストック数を調査し、ストック数の推移等を把握する必要はないのか。

**20 住宅の耐震改修工事の有無 → 20 平成 21 年 1 月以降における住宅の耐震改修工事の有無 ※調査票乙：21**

《設問の変更》

上記のとおり、設問を変更する。

〈調査票新旧対照表：16 ページ(調査票甲・乙)〉

(説明)

平成 20 年調査において、住宅の耐震改修工事の有無別の持ち家ストック数を把握したことから、平成 25 年調査では、平成 21 年 1 月以降に限定した上で、当該事項を把握しようとするものであり、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であると考えます。

(参考)

平成 20 年調査において、耐震改修工事をした持ち家総数(全国)は、約 107 万戸で、持ち家全体に占める割合は 3.5%であった。

(論点)

本調査事項は、平成 20 年調査から、住宅の耐震改修工事の有無別の持ち家ストック数を把握するために設けたものであるが、本調査事項に関し、実査を担った都道府県等から報告者の負担感、忌避感に関する報告が特にないのであれば、統計の結果比較、時系列データの利活用の観点から、25 年調査においても引き続きストック数を調査し、ストック数の推移等を把握する必要はないのか。

#### IV 現住居の敷地について

**21 所有地か 借地かなどの別 ※調査票乙：22**

《選択肢区分の名称変更》

① 「一戸建・長屋建」を「一戸建・長屋建(テラスハウスを含む)」に、

② 「その他(共同住宅など)」を「その他(アパートなど)」

にそれぞれ変更する。

〈調査票新旧対照表：17 ページ(調査票甲・乙)〉

(審査結果)

① 「一戸建・長屋建(テラスハウスも含む)」については、8(イ)のとおりであり、適当なものとする。

② 「その他(共同住宅など)」については、都道府県から会議の場などにおいて、持ち家の共同住宅に居住する世帯が誤記入する事例があったとの意見が寄せられたことから、「(共同住宅など)」を「(アパートなど)」に変更するものとしている。

本変更は、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当なものとする。

## 24 現住居以外の土地【新規調査事項】 ※調査票甲のみ

- (ア) 所有していますか  
(イ) 土地の種類

<調査票新旧対照表：19 ページ(調査票甲)>

(説明)

現住居以外の土地に係る面積については、従来、調査票乙により把握していたところであるが、平成 20 年調査の結果について、「平成 20 年世帯に係る土地基本統計」<sup>(注1)</sup> (国土交通省) で世帯が所有する土地の面積が 15 年から 20 年にかけて 10%以上の大幅減少しており、過小推計の可能性があったとの指摘<sup>(注2)</sup>を受け、調査票甲において、新たに当該土地の所有の有無を把握し、地域別に精緻な結果を得るとともに、調査票乙において把握する現住居以外の土地の面積に関し、その推計を行う際のベンチマークとして活用するとしており、おおむね適当なものであるが、後述 27 (現住居以外の土地) において、更なる検討が必要であると考えます。

(注1) 国土交通省において、住宅・土地統計調査の結果を転写・集計することにより取りまとめている統計である。

(注2) 平成 20 年世帯に係る土地基本統計 「4 推定値の精度」 (抜粋)

世帯に係る土地基本統計は、平成 20 年住宅・土地統計調査 (総務省) の調査結果に基づき、同調査と同様の手法を用いて集計したものであり、標本調査によって得られた推計値であるため、標本誤差を含むほか、該当項目の未記入による誤差を含んでいることに留意する必要がある。

具体的に、世帯総数には「現住居の敷地」の所有について「不詳」の世帯を含んでいる。「不詳」の中には、現住居の敷地を所有している世帯が含まれていると考えられるため、この数値は過小推計となっている可能性がある。なお、「不詳」世帯の割合は 9.5%で、平成 15 年調査より 2.8 ポイント増加している。

また、「現住居の敷地以外の土地」(「現住居の敷地以外の宅地など」、「農地」及び「山林」) については、土地の所有について回答を得られなかった世帯は「所有していない」に含まれている。これらの世帯の中には現住居敷地以外の土地を所有している世帯が含まれていると考えられるため、この数値は過小推計となっている可能性がある。

以上のことから、「現住居の敷地」及び「現住居の敷地以外の土地」に関する面積や資産額の推定結果については、同様に過小推計となっている可能性がある。

(参考)

表 「平成 20 年 世帯に係る土地基本統計」による土地の種類別所有面積等

区 分	総数					
	(前回調査比)	現住居の敷地 (前回調査比)	現住居の敷地 以外の土地 (前回調査比)	現住居の敷地以 外の宅地など (前回調査比)	農 地 (前回調査比)	山 林 (前回調査比)
平成 5 年	112,454 km <sup>2</sup>	6,470 km <sup>2</sup>	105,984 km <sup>2</sup>	3,374 km <sup>2</sup>	39,771 km <sup>2</sup>	62,839 km <sup>2</sup>
平成 10 年	113,757 km <sup>2</sup> (1.2%増)	6,528 km <sup>2</sup> (0.9%増)	107,229 km <sup>2</sup> (1.2%増)	3,008 km <sup>2</sup> (10.8%減)	39,875 km <sup>2</sup> (0.3%増)	64,346 km <sup>2</sup> (2.4%増)
平成 15 年	112,379 km <sup>2</sup> (1.2%減)	6,608 km <sup>2</sup> (1.2%増)	105,772 km <sup>2</sup> (1.4%減)	3,504 km <sup>2</sup> (16.5%増)	39,037 km <sup>2</sup> (2.1%減)	63,230 km <sup>2</sup> (1.7%減)
平成 20 年	96,843 km <sup>2</sup> (13.8%減)	6,500 km <sup>2</sup> (1.6%減)	90,343 km <sup>2</sup> (14.6%減)	3,199 km <sup>2</sup> (8.7%減)	33,503 km <sup>2</sup> (14.2%減)	53,641 km <sup>2</sup> (15.2%減)

(注) 「平成 20 年 世帯に係る土地基本統計」 (国土交通省) から作成した。

## (2) 「調査票乙」調査事項

### III 現住居について

#### 11 名義人

《選択肢区分の統合》

「住居又は生計をともにしていない配偶者・親など」と「その他の世帯の世帯員又は法人など」の区分を「その他」の区分に統合する。

〈調査票新旧対照表：20 ページ(調査票乙)〉

【同様の変更】〈調査票新旧対照表：21 ページ(調査票乙)「名義人」〉

(審査結果)

現住居の名義人を把握する調査事項であるが、他の世帯が名義人である場合、選択肢区分が分かりにくく、また、結果利用上も「その他の世帯」に係る割合が低く、統合しても支障がないと判断し、当該区分を統合するものである。

これについては、報告者のよりの確かな記入を図るものであり、適当であると考える。

表 名義人に係る階層別状況（出現率）

平成 20 年調査	分布 (%)
あなたの世帯の世帯員（世帯主を含む）	91.1
他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有	2.3
<b>住居又は生計をともにしていない配偶者・親など</b>	<b>3.3</b>
<b>その他の世帯の世帯員又は法人など</b>	<b>0.5</b>

#### 27 この住居以外の土地 → 27 現住居以外の土地

《設問の名称変更》

「この住居」を「現住居」に変更する。

#### (イ) 所有している土地の種類 → (イ) 土地の種類及び所有総数

《調査方法の変更》

「宅地など（農地・山林以外の土地）のみ」を「宅地など⇒所有総数（区画ごと）〇〇区画」に、「農地・山林のみ」を「農地・山林⇒所有総数（市区町村ごと）〇〇市区町村」にそれぞれ変更した上でマルチマークとし、「宅地などと農地・山林の両方」の区分を削除する。

〈調査票新旧対照表：22 ページ(調査票乙)〉

(審査結果)

【設問の名称変更】

7 のとおりであり、適当なものとする。（6 頁を参照）

【調査方法の変更】

所有する全区画等を把握する方法から、面積の大きい区画から順に 3 区画まで、農地・山林については所在する市区町村ごとまとめて所有面積の大きい順に 2 市区町村までのみを把握することに伴い、面積推計の観点からそれぞれの所有総数を新規に把握するものである。

この変更は、前回の調査結果の記入状況を分析した結果から、面積の大きい順に宅地などは 3 区画、農地・山林については 2 市区町村分まで把握することで、ほぼ 100% の面積を把握することが可能となるとしていることを踏まえたものである。

記入区画数等を限定することで、世帯の記入負担の軽減が図られるとともに、従来、5 区画

等を超える場合については、追加の調査票を使用（別途、調査員が追加配布）する必要があったものが不要になることから、事務の流れが簡素化され、調査員の事務負担も軽減されるとしている。

以上のようなことから、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であると考ええる。

**(論点)**

(1) 総務省統計局は、現住居以外の土地を所有する世帯が記入した土地の面積を大きい順に並び替えて分析を行った結果、宅地などについては、3区画目までで全体のほぼ100%、農地・山林については、2市区町村分までで全体の99.9%がカバーされるとして、記入者負担の軽減の観点により、宅地については、面積が大きい順に3区画目まで、農地・山林については、面積が大きい順に2市区町村分まで記入することで、ほぼ100%の面積を把握することが可能となるために今回の変更を行うとしているもの。

しかし、当該結果をみると、宅地などであれば、2区画目までで97%程度、農地・山林であれば、1市区町村分までで99%程度がカバーされることから、把握する区画等数の更なる削減を図る余地があるのではないかと考える。

表「現住居以外の土地を所有する世帯」における面積の記入状況

土地の種類	記入状況	平成10年	平成15年	平成20年
宅地など	1区画目（面積が一番目）	87.8%	86.8%	87.8%
	2区画目（面積が二番目）	8.6%	10.0%	9.4%
	3区画目以上（面積が三番目以降）	3.6%	3.3%	2.8%
農地・山林	1市区町村分（面積計が一番目）	98.5%	98.5%	98.9%
	2市区町村分（面積計が二番目）	1.4%	1.4%	1.0%

(注) 世帯が記入した面積を大きい順に並び替えて集計を実施

(2) 「平成20年世帯に係る土地基本統計」（国土交通省土地・水資源局）において、過小推計の可能性があった指摘されていることに対応する上で、的確に記入をしてもらうことが必要との考えも踏まえ、報告者の記入負担の軽減を図るものであるが、当該調査事項について報告者が負担を感じ、従前から、少数の区画等分しか記載していなかった場合、今回の区画等数削減がどこまで実効性を有するのか不透明な面があるのではないかと考える。また、この場合には、調査票甲で「現住居以外の土地」の「有無」、「種類」を把握し、全体推計に活用する有効性が薄れる可能性があるのではないかと考える。

**31 土地の取得方法**

《選択肢区分の統合等》

「都市再生機構（旧公団）・公社などから購入」と「会社などの法人から購入」の区分を「会社・URなどの法人から購入」の区分に統合する。

〈調査票新旧対照表：23ページ(調査票乙)〉

**(審査結果)**

都市再生機構（旧公団）・公社などからの購入割合が低く、また、結果利用上も相対的に重要性が低いと考えられることから、報告者の記入者負担軽減を考慮して1区分に統合するものであり、適当なものとする。

表 土地の取得方法に係る階層別状況（出現率）

	平成 20 年調査 (%)
国・都道府県・市区町村から購入	2.7
<b>都市再生機構（旧公団）・公社などから購入</b>	<b>1.0</b>
<b>会社などの法人から購入</b>	<b>15.0</b>
個人から購入	28.6
相続・贈与で取得	48.6
その他	3.4

## 32 土地の取得時期

### 《選択肢区分の変更》

「平成 20 年」、「19 年」、「18 年」、「17 年」、「16 年」、「13～15 年」、「8～12 年」、「3～7 年」、「昭和 56～平成 2 年」、「昭和 46～55 年」、「36～45 年」、「26～35 年」及び「昭和 25 年以前」の 13 区分を、「平成 23～25 年」、「13～22 年」、「3～12 年」、「昭和 56～平成 2 年」、「昭和 46～55 年」、「26～45 年」及び「昭和 25 年以前」の 7 区分に統合する。

〈調査票新旧対照表：24 ページ(調査票乙)〉

### (説明)

結果利用上、13 区分で詳細に把握する必要性が低下していると考えられ、記入者負担の軽減を考慮して選択肢区分を統合し、7 区分とするものであり、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であるとする。

### (論点)

調査票において、「現住居の敷地以外に所有する宅地など」の「土地の取得時期」以外の、現住居への入居時期、建築の時期（完成の時期）、現住居の敷地に係る取得時期等の調査事項の選択肢は 14 区分となっている（下表参照）。本選択肢のみ 7 区分の把握となるが十分か。

表 「土地の取得時期」における選択肢区分

本選択肢の区分	本選択以外の区分
平成 23 年～25 年	平成 25 年
13 年～22 年	24 年
3 年～12 年	23 年
昭和 56 年～平成 2 年	22 年
46 年～55 年	21 年
26 年～45 年	18 年～20 年
25 年以前	13 年～17 年
	8 年～12 年
	3 年～7 年
	昭和 56 年～平成 2 年
	昭和 46 年～55 年
	36 年～45 年
	26 年～35 年
	昭和 25 年以前

7 区分

14 区分

## 34 建物の所有者 → 削除

<調査票新旧対照表：24 ページ(調査票乙)>

(審査結果)

本調査事項は、世帯が現住居以外に所有する土地の利用現況について、主に建物の敷地として利用している世帯を対象に、その建物の所有者の属性を把握し、我が国の土地や建物の利用や所有の状況を分析するために、平成 10 年調査から設けた調査事項である。過去 3 回の調査結果をみると、「あなたの世帯の世帯員」が約 8 割など、ほぼ一定で大きな変化がない状況である。

このように、時系列的に大きな変化はないことや、他の調査事項の追加に伴い、報告者の負担軽減に配慮する必要があることから、他の調査事項と比べた場合の優先度などを勘案し、本調査事項を削除するものであり、やむを得ないものとする。

表 建物の所有者の属性

所有者の属性	平成 10 年調査	平成 15 年調査	平成 20 年調査
あなたの世帯の世帯員	82.5%	81.8%	80.0%
住居又は生計をともにしていない配偶者・親など	9.6%	9.3%	9.2%
その他の世帯の世帯員又は法人など	17.5%	15.7%	14.3%

## 35 土地の主たる使用者 → 34 土地の主たる使用者

<< 選択肢区分の追加 >>

「使用者はいない」の選択肢区分を追加する。

<調査票新旧対照表：25 ページ(調査票乙)>

(審査結果)

未利用の土地に加え、使用者のいない施設等の実態を把握し、未利用地等の有効活用に係る土地政策の基礎資料とするため、「使用者はいない」の選択肢を新規に追加するものとしており、報告者にとってもよりの確な記入を図ることが可能となるものであり、適当であるとする。

## VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林

### 37 面積の合計 → 36 面積の合計

<< 選択肢区分の回答単位の整理 >>

「〇〇平方メートル（又は〇〇坪、〇〇反）」を「〇〇平方メートル」に変更する。

<調査票新旧対照表：26 ページ(調査票乙)>

(審査結果)

調査票設計上、坪単位ではなく平方メートル単位で記載するように変更するものである。

坪又は反で農地・山林面積を把握している報告者に対応するため、「調査票の記入のしかた」に「面積換算表」掲載することにより、報告者が混乱することなく記載できるように対応するとしており、適当であるとする。

### (3) 「建物調査票」調査事項

#### (8) 建物内総住宅数

《調査対象名簿から移行》

〈調査票新旧対照表：28 ページ(建物調査票)〉

(審査結果)

「建物内総住宅数」は、建物内の調査対象住宅数と併せて計算を行うことにより、むね数、1むね当たり住宅数、一戸建及び長屋建の建築面積と敷地面積等の集計に使用している。

建物内総住宅数について、従来は調査員が調査の事前準備において作成する調査対象名簿に記入することにより把握していたが、今回は「建物内総住宅数」を建物調査票に移行し、実査時に調査員が記入することとし、これにより、建物番号を通じた両者間の調査対象建物の関連性の把握を容易とし、調査の効率的実施を図るものとしているが、更なる検討が必要であると考える。

(論点)

これまで調査員が調査対象名簿に記入していた事項（建物内総住宅数）を、同名簿に記入せずに、直接建物調査票に記入することにより、実査業務において紛れが生じるおそれはないのか。また、当該事項を調査対象名簿から建物調査票に移行することにより、調査の効率化が具体的にどの程度図れるのか。

#### (10) オートロックの別 と (11) 高齢者対応型住宅の別

《設問の入れ替え》

〈調査票新旧対照表：29 ページ(建物調査票)〉

(審査結果)

平成 20 年調査では、防犯関係の調査事項「(8) エレベータの有無」（防犯カメラの設置など）と「(10) オートロックの別」の間で、防犯関連とは別の「(9) 高齢者対応型住宅の別」を調査事項としていたため、調査事項の順番を入れ替えようとするものである。これにより、防犯関係の設問の後に、高齢者対応型住宅に関する設問となるため、調査員が建物調査票に記入するに当たって、理解しやすい並びとなっている。

これについては、調査員のよりの確かな記入を図るものであり、また、結果精度の確保・向上に資するものであり、適当であると考えている。

## 2 調査方法の変更

### インターネット回答方式の導入対象・地域の拡大とこれに対応するためのコールセンターの拡充

前回（平成 20 年）調査において導入し、一部の報告者を対象に利用可能としていたインターネットによる報告方法を、全ての報告者を対象に利用可能とするとともに、これに伴い、コールセンター（民間事業者に委託）の拡充を図る。

(審査結果)

#### 【インターネット回答方式の導入対象・地域の拡大】

統計局が実施する世帯を対象とした大規模調査（周期調査）におけるインターネットを用いた回答方式（オンライン調査）は、平成 19 年就業構造基本調査において初めて導入し、その後他の調査において導入しているところである。

本調査については、平成 20 年調査において初めて導入することを踏まえ、不測の事態も想定したサポート可能な規模として、11 都道府県 15 市（全国で約 5,400 調査区、約 8 万世帯を対象）で実施したところであるが、平成 22 年国勢調査では東京都において全区市町村で実施、平成 23 年社会生活基本調査では全都道府県（都道府県直轄）で実施するなど、調査環境の変化等に対応すべくオンライン調査を実施する対象地域の拡大を図っている。

平成 25 年調査では、このような取組の下で 2 巡目の実施となることから、対象地域を全市町村に範囲を拡大することとしている。

これについては、調査の円滑な実施に資するものであるが、実施に当たって留意すべき点などについて確認しておくことが必要であると考え。

(参考)

オンライン調査の対象地域の拡大の状況

区 分	平成20年調査	平成25年調査(案)
実施範囲	11 都道府県 15 市	全市町村
調査対象	約 5,400 調査区、約 80,000 世帯	約 205,000 調査区、約 3,500,000 世帯
回答形式	P D F 形式	H T M L 形式
回答率	約 5.3%	—

(論点)

平成 25 調査において、オンライン調査を実施する対象地域を 11 都道府県 15 市から全都道府県全市町村に拡大することを計画しており、本調査では調査票甲及び調査票乙と 2 種類の調査票で実施することとしている。

このような中で、インターネットによる調査をスムーズに実施するため、また、インターネットによる回答者（回答割合）を増やすため、どのような対策を講じることとしているのか。

【コールセンターの拡充】

インターネットによる報告方法を全ての報告者を対象に利用可能とするため、これに伴う報告者からの照会件数の増加に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を拡充することとしている。

コールセンターは、平成 20 年調査でも設置していたが、調査対象世帯全てに対応するものであり、オンライン調査に対する業務は含んでいなかった。

平成 25 年調査の実施に当たっては、調査対象世帯全てに対応のみならず、オンライン調査にも対応するものであり、オンライン調査の導入範囲の拡大のほか、調査全般についての変更点を勘案して、コールセンターの設置期間、回線数等の拡充を検討することとしている。

これについては、調査方法を一部変更することに伴い、都道府県における照会対応業務等が増加することを踏まえ、都道府県の事務負担の軽減を図るものであり、調査の円滑な実施に資するものであるが、実施に当たって留意すべき点などについて確認しておくことが必要であると考え。

(論点)

- (1) 平成 20 年調査時の照会実績等はどのようになっているのか。（設置期間を通じた日ごとの照会実績の状況、受付時間ごとの照会実績等）
- (2) 平成 20 年調査におけるコールセンターの設置、運営等について、うまくいった点、改

善すべき点としてどのようなものがあるのか。

- (3) 上記(1)及び(2)を踏まえ、平成 25 年調査におけるコールセンターの設置、運営等についてどのように取り組んでいくこととしているのか。

### 3 集計事項

調査票の調査事項の変更に伴い、集計の充実を図る。

(審査結果)

調査事項の充実に伴って集計の充実を図ることは、政策課題を検討するための有用な情報の追加とともに、利用ニーズに応えることとなる。

しかしながら、具体的にどのような情報が提供されることとなり、どのような分析が可能となるか、どのような結果が予想されるのか、表章区分は適当かについて確認しておくことが必要である。

(論点)

今回の調査事項の追加等の変更に伴い、結果表の表章(様式)は具体的にどのようなようになるのか。既存の調査事項の場合は、現行の結果表と変更後の様式のイメージはどのようなものとなるのか。

(例)

- ・東日本大震災の影響を把握する設問及び選択肢の追加に伴う集計
- ・従業上の地位、勤め先における呼称に係る実態把握選択肢の変更に伴う集計
- ・子の居住地に係る設問及び選択肢の変更に伴う集計
- ・所有区画の調査範囲の変更に伴う集計 等

### 4 特記事項

#### (1) 課題として指摘されている事項等への対応状況

##### ア 前回答申における今後の課題への対応状況

(1) 住宅に関する施策が「供給量」の確保から「質」の確保を重視するものになってきているが、「質」のとらえ方については様々な考え方があることから、今後、調査事項を見直すに際しては、当該施策においてどのような「質」を確保すべきかについて留意しつつ、施策の立案者等との間で十分な検討を行う必要がある。

(審査結果)

前回答申(諮問第1号答申 平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について)(平成19年12月10日府統委第26号)を受け、総務省(統計局)は、本課題について、以下のとおり、施策の立案者等との間で検討を行った結果、従前どおりの調査事項により引き続き把握するという結論に至ったとしており、当該結論に至った検討経緯等の詳細を本部会に示し説明することが必要である。

- ① 各府省、全都道府県、国勢調査ユーザーフォーラム参加者等の主要ユーザーに対し、調査事項に関する要望聴取を実施した上で、研究会を立ち上げ、「質」について、どのような調査事項が必要かを議論し、その上で、施策の立案者たる国土交通省(住宅局)との間で、個別に調査事項に関するヒアリング等を実施した。
- ② 各段階を経て慎重に検討を進めた結果、「質」に係る既存の調査事項(住宅の耐震診断の有無等)については、現状においても可能な限り適切に把握している状況であり、これ

らの調査事項を引き続き把握するという結論に至ったとしている。

なお、議論の過程では風力発電装置等の有無などを把握する案もあったが、一般に認知度、普及率が低いと考えられることなどから、採用には至らなかったとしている。

(2) 住宅・土地に関する施策の企画・立案に際して、住宅の選択に影響を及ぼしている事項を明らかにする必要があると考えられることから、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することについて検討を行う必要がある。

(審査結果)

総務省（統計局）及び国土交通省（住宅局）は、本課題について、以下のとおり、検討を行った結果、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加するは困難としており、当該結論に至った検討経緯等の詳細について本部会に示し、説明することが必要である。

- ① 本課題は、住宅・土地統計調査及び住生活総合調査の両調査における検討として整理されたものであり、平成 25 年住宅・土地統計調査においても当該事項を把握する可能性を検討し、研究会等において審議したが、記入者負担、世帯の忌避感増に伴い、基幹統計調査の円滑な実施に大きな影響を与えるおそれがあること、住宅・土地統計調査において、他の調査事項と比較し、優先度が高いとまでは考えられないこと、他の統計調査（全国消費実態調査）で一定程度、把握されている事項でもあることから当該調査項目の新規追加は困難であるとの結論に至ったとしている。
- ② なお、平成 20 年住生活総合調査では、貯蓄残高、所有する不動産の価値及び住宅ローンの残高と返済期間を新規調査事項として追加したが、世帯の忌避感、結果精度への影響等を鑑み、平成 25 年住生活総合調査では、これらの事項を把握しない予定であるとしている。

(3) 本調査については、実施後に調査世帯の一部に対して住生活総合調査（仮称）が実施される予定となっており、2つの調査の結果が一体的に利用されることとなることから、住生活総合調査（仮称）との関係を整理し、統合すること等の是非及び可否を検討する必要がある。

(審査結果)

総務省（統計局）及び国土交通省（住宅局）は、本課題について、以下のとおり、統合すること等の是非について検討を行った結果、統合すること等は困難であるという結論に至ったとしており、本結論に至った検討経緯等の詳細について本部会に示し、説明することが必要である。

- ① 統合の検討に当たっては、住宅・土地統計調査（調査票甲：4面、調査票乙：8面）に住生活総合調査（調査票：8面）を統合した場合の調査票のボリュームが過大となることから、両調査の既存の調査事項の大幅な削減が必要になることが課題となった。
- ② しかしながら、住宅・土地統計調査は基幹統計調査として住生活関連諸施策の基礎資料を地域別（市区町村別）に結果表章する重要な統計調査であり、また、住生活総合調査についても住生活基本法に基づく住生活基本計画の指標等に使用されており、両調査ともに調査事項の大幅な削減は困難であることから、両調査の統合については困難であるとの結論に至ったとしている。
- ③ 統合は困難であるとの結論に至ったものの、基本計画等における提言の重要性に鑑み、統合は無理でも、同一時期に実施することの可否について、引き続き検討を行った。

- ④ その結果、両調査の同時実施についても困難であると想定されたものの、定性的、定量的な根拠なくして結論を導き出すのではなく、試験調査を実施した上で、最終的な結論を得るべく、平成 24 年 7 月に試験調査を実施した。
- ⑤ 試験調査の結果、同時実施に伴い、基幹統計たる住宅・土地統計調査の回収率に大きな影響を及ぼすことが明らかになり、また、調査実施地方公共団体からも結果精度への影響から、同時実施には反対する旨の意見が多数あったことから、本体調査において同時実施を行うことも困難であるとしている。

## イ 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況

- 住宅・土地に関する統計体系について検討する。  
なお、この検討に当たっては、
- ①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、
  - ②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、
  - ③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。

(審査結果)

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）で指摘されている事項のうち、②及び③については、前記ア（前回答申における検討課題への対応状況）のとおりである。

①の国勢調査との関係や在り方の見直しについては、平成 25 年住宅・土地統計調査の企画時期までに結論が得られる部分に着目して検討を行った結果、国勢調査結果との整合が取りやすくなる集計上の工夫を図ることとしているが、本結論に至った検討経緯等の詳細について本部会に示し、説明することが必要である。

また、研究会において、このような集計上の工夫を図る以外の観点から検討が行われているのであれば、その状況についても説明することが必要であると考えている。

## (2) 東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等

今般の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等の地域においては、未だに仮設住宅での生活を余儀なくされている多数の方がおり、仮設住宅に対する調査に当たっては、行政記録情報（仮設住宅等入居申請情報等）の活用の余地等を含め、入居者の心情等に十分配慮した調査の実施が求められる。

(論点)

調査の実施に当たっては、東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等が求められており、調査区の抽出、標本抽出、調査方法等においてどのような対応策を講じることとしているのか。また、被災県等とはどのような協議をしながら、調査を進めていくこととしているのか。